

注：本資料は Deloitte の IFRS Global Office が作成し、有限責任監査法人トーマツが翻訳したものです。
この日本語版は、読者のご理解の参考までに作成したものであり、原文については英語版ニュースレターをご参照下さい。

IFRS in Focus

2014年3月のIASB/FASB 合同会議におけるリース・プロジェクトの決定事項

要点

- 借手の会計処理: IASB は、「短期リース」および「少額資産」のリースを除くすべてのリースを、現行のファイナンス・リースと類似した方法で「オンバランス」する単一のアプローチに基づくことを決定した。
- 貸手の会計処理: IASB は、リースが実質的にファイナシングまたは販売かどうかを基礎に、リースの分類を決定することを決定した。
- IASB と FASB は、借手および貸手の会計処理のいくつかの面で異なる決定を下した。

IASB と米国財務会計基準審議会 (FASB) は、2013 年の共同公開草案 (ED) 後のリース・プロジェクトを再審議するため、3 月に合同会議を開催した。IFRS in Focus の本稿では、当該会議における決定事項を要約している。(2013 年 ED に係る詳細な情報へのリンクは⇒[こちら](#))

借手の会計モデル

IASB は、借手がリースを使用権 (RoU) 資産を購入するファイナシングとして会計処理する単一のアプローチによることを決定した。このアプローチのもとでは、「短期リース」および「少額資産」のリースを除くすべてのリースが、現行のファイナンス・リースと同様に会計処理され、ROU 資産の償却 (通常は定額) はリース負債に係る利息費用 (実効金利法による) とは別に認識される。この会計処理は、2013 年 ED で提案された「タイプ A」のリースの取扱いに相当する。

IASB と FASB の相違

FASB は、「短期リース」を除くすべてのリースは「オンバランス」され、IASB のアプローチ (タイプ A) と同様に会計処理する、または単一の定額費用を認識する (タイプ B)、2013 年 ED で提案されたものと類似した二本建てのアプローチによることを決定した。2013 年 ED の提案とは異なり、リースは、現行の IAS 第 17 号「リース」におけるオペレーティング・リースかファイナンス・リースかの区分に従って、2 つのタイプに分類される。

詳細は下記ウェブサイト参照

www.iasplus.com

www.deloitte.com

貸手の会計モデル

IASB は、貸手が、現行の IAS 第 17 号の要求事項と類似したガイダンスを適用して、リースがオペレーティング・リースではなく実質的にファイナンスまたは販売かどうかを基礎に、リースの分類を決定することを決定した。そのため、リースの分類は、原資産の所有に伴うリスクと経済価値のほとんどすべてを借手に移転したかどうか、に、焦点が当てられる。

IASB は、2013 年 ED で提案された債権・残存資産アプローチを削除し、代わって、貸手に対して、現行の「ファイナンス・リース」と「オペレーティング・リース」の会計処理に類似したアプローチを要求することを決定した。

IASB と FASB の相違

FASB は、IASB が採用したものと類似のアプローチによることを決定した。しかし、FASB は、(顧客／借手の観点から評価する近日公表予定の収益認識基準と類似して、)リース開始時に原資産に対する支配が借手に移転しないセールスタイプ・リースの場合、貸手が販売益を認識することを認めないことを決定した。

少額リース

IASB は、以下の事項を決定した。

- 最終のリース基準に明示的な重要性のガイダンスを含めない。
- リースをポートフォリオ・レベルで会計処理することを許容し、適用ガイダンスにポートフォリオ・ガイダンスを含める。
- 少額資産のリースに対して、認識および測定に係る明示的な免除規定を設ける方向である。

「少額資産」の定義は最終化されておらず、今後の会議で検討される予定である。

IASB と FASB の相違

FASB は、少額資産のリースに対する認識および測定に係る明示的な免除規定を設ける方向性に反対することを決定した。

リース期間

IASB は、借手がリースを延長する、または解約しないオプション、またはリース資産を購入するオプションを行使する経済的インセンティブがあるかどうかを評価する際、企業はすべての関連性のある要因を考慮しなければならないことを決定した。企業は、関連性のある経済的な要因を考慮の上、借手がオプションを行使することが「合理的に確実な(reasonably certain)」場合のみ、リース期間に当該オプションを含めなければならない。

また、IASB は、借手のコントロール内である重大な事象が生じた場合のみ、借手はリース開始後にリース期間を見直さなければならないことを決定した。貸手はリース期間を見直すべきではない。

短期リース

IASB は、以下の事項を決定した。

- 短期リースの借手に、認識および測定に係る免除規定を設けることを確認する。
- 「短期リース」の定義を変更して、「リース期間」の定義と整合させる。
- 短期リースの閾値はリース期間が 12 ヶ月以下とすべきことを確認する。
- リース全般に要求される定性的情報と同様に、当期に認識された短期リースの費用を開示することを要求する。また、認識された短期リースの費用が短期リースのコミットメントを反映していない場合には、短期リースのコミットメントの開示も要求する。

次に起こるのは何か？

今後の審議会の会議で再審議が継続する予定であり、プロジェクトの終了予定日はいまだに決まっていない。現状、最終基準の公表前にコメントを募集するための提案の再公開の計画はない。

トーマツグループは日本におけるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(英国の法令に基づく保証有限責任会社)のメンバーファームおよびそれらの関係会社(有限責任監査法人トーマツ、デロイト トーマツ コンサルティング株式会社、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザー株式会社および税理士法人トーマツを含む)の総称です。トーマツグループは日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各社がそれぞれの適用法令に従い、監査、税務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー等を提供しています。また、国内約 40 都市に約 7,300 名の専門家(公認会計士、税理士、コンサルタントなど)を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はトーマツグループ Web サイト(www.tohmatsu.com)をご覧ください。

Deloitte(デロイト)は、監査、税務、コンサルティングおよびファイナンシャル アドバイザーサービスを、さまざまな業種にわたる上場・非上場のクライアントに提供しています。全世界 150 を超える国・地域のメンバーファームのネットワークを通じ、デロイトは、高度に複合化されたビジネスに取り組むクライアントに向けて、深い洞察に基づき、世界最高水準の陣容をもって高品質なサービスを提供しています。デロイトの約 200,000 名を超える人材は、“standard of excellence”となることを目指しています。

Deloitte(デロイト)とは、英国の法令に基づく保証有限責任会社であるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(“DTTL”)ならびにそのネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびその関係会社のひとつまたは複数指します。DTTL および各メンバーファームはそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。DTTL(または“Deloitte Global”)はクライアントへのサービス提供を行いません。DTTL およびそのメンバーファームについての詳細は www.tohmatsu.com/deloitte/ をご覧ください。

本資料は皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、その性質上、特定の個人や事業体に具体的に適用される個別の事情に対応するものではありません。また、本資料の作成または発行後に、関連する制度その他の適用の前提となる状況について、変動を生じる可能性もあります。個別の事案に適用するためには、当該時点で有効とされる内容により結論等を異にする可能性があることをご留意いただき、本資料の記載のみに依拠して意思決定・行動をされることなく、適用に関する具体的な事案をもとに適切な専門家にご相談ください。